

あした葉の会巡回交流会 (アモつばの会)

『認知症を考えるつどい』を開催します

日時：平成26年11月13日(木) 午後1:30～3:30 (受付 午後1時)
 場所：南部町農村環境改善センター 2階ホール
 内容：①「わが国における認知症対策について考える」
 講師 南部町医療センター所長 市川万邦医師
 ②「認知症のこと 介護のこと 日頃思っていること
 みんなで語り合ひましょう」

ともしびの会は、認知症の人と家族の会山梨県支部(あした葉の会)の峡南地域会として活動しています。どなたでも自由に参加いただけますので、お気軽におこしください。

お問合せ
 ともしびの会会長
 磯野 ☎05556-3610826
 福祉保健課
 保健師市川 ☎64-4836(直通)

南部町愛育会 母子保健功労者 山梨県知事表彰

9月2日(火)、第57回山梨県愛育大会にて南部町愛育会(佐野よし子会長)が母子保健事業に永年従事し、著しく功績のあった団体として母子保健功労者知事表彰を受賞されました。

南部町愛育会は昭和34年に設立し、現在は南部地区の14分班と富沢分班が活動をしています。

主な活動は、近所の方への声掛けや見守り、健診の勧めと申込書の取りまとめ、福祉健康まつりでの表彰やふれあい写真の作成展示など、町民の皆様の生涯を通じた健康づくりへのお手伝いをしています。

今回は、人口が減少する中でも地域の皆様のご理解とご協力で会員数を維持して活動を続けていること、さらに、その活動が特定健診受診率の向上という結果につながっていることなどが評価されました。



山梨県知事より表彰を受けました

なんぶいきいき大学 第5回学習会

9月18日(木)、なんぶいきいき大学の第5回学習会が、活性化センターで開催されました。

内容は「苔学入門」と題し、町職員であり、日本蕨苔類学会会員である佐野良輔さんによる講座を多くの学生が受講しました。

盆栽や寺院の庭園、さらには国歌にも歌われるなど、日本人にとっては馴染み深い「苔」について、町内に自生する苔の映像を交えながら解説しました。

また、日常における苔の活用方法や、苔玉と「苔」を使ったインテリア「苔リウム」の作り方も紹介され、楽しく有意義な学習会となりました。

なんぶいきいき大学は、来年2月まで、毎月1回学習会を開いています。どなたでも受講ができますので、誘い合せてご参加ください。

内容・開催日等のお問い合わせは、生涯学習課 ☎64-3115(直通)へお願いします。



学習会の様子

秋の全国交通安全運動

9月21日(日)から9月30日(火)にかけて秋の全国交通安全運動が行われました。19日(金)には内船駅前で黄色い羽根の配布や道の駅とみざわ前で街頭指導所を設置して南部茶ハットボトルを渡し、運転している皆さんへ安全運転を呼びかけました。

また、この取り組みの一環として9月26日(金)に睦合・栄保育所園児・30日(火)には、みどり幼稚園児による交通安全パレードが実施されました。

運動期間は終わりましたが、交通事故ゼロ社会を目指し、運転するひとりひとりが子ども達や社会すべての人のために、安全運転に心がけるようお願い致します。



黄色い羽根配布



安全運転を呼びかけました



睦合・栄保育所園児による交通安全パレード

軽自動車税の税率が引き上げになります。

平成26年度税制改正により、自動車関係税制の抜本的見直しが行われ、下記のとおり軽自動車税の税率変更が行われます。

平成27年度課税分以後に適用されるもの

○二輪車、小型特殊車等の税率が現行の約1.5倍（最低2,000円）に引き上げられます。

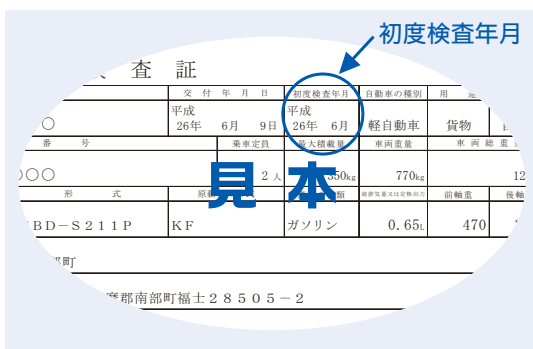
種 別		平成26年度分まで	平成27年度分から 新税率	
二 輪 車	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
		50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
		90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	軽自動車二輪125cc超～250cc以下 (側車付、ポートトレーラー含)		2,400円	3,600円
	二輪の小型自動車 250cc超		4,000円	6,000円
小型特殊	農耕作業用（乗用トラクター等）		1,600円	2,400円
	その他 特殊車両（フォークリフト等）		4,700円	5,900円
ミニカー・電気自動車等		2,500円	3,700円	

平成28年度課税分以後に適用されるもの

- 平成27年4月1日以降に新規取得される四輪車等の**新車**の税率は、四輪乗用自家用車は1.5倍、その他は約1.25倍に引き上げられ、①の新税率となります。
- 地球温暖化対策を進める観点から、各年度の4月1日時点で※1初度検査年月から13年を経過した四輪車等については、下表の①の新税率を約1.2倍した、②の重課税率となります。

種 別	平成27年度分まで	平成28年度分から				
		現行税率	①新税率	②重課税率		
		平成27年3月31日以前に新車登録され、初度検査年月から13年を経過していない車両。	平成27年4月1日以降に新車登録され、初度検査年月から13年を経過していない車両。	初度検査年月から13年を経過した車両。		
軽自動車	三輪	3,100円	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪乗用	自家用	7,200円	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪貨物	自家用	4,000円	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,000円	3,800円	4,500円

※1 初度検査年月については車検証をご確認ください。



初度検査年月	重課税率適用年度
※2 平成14年12月31日以前	平成28年度～
※2 平成15年1月～平成16年3月	平成29年度～
平成16年4月～平成17年3月	平成30年度～
平成17年4月～平成18年3月	平成31年度～
平成18年4月～平成19年3月	平成32年度～

※2 平成15年10月以前に新車登録された車両は初度検査の月の把握ができないので、その年の12月を検査年月とします。